

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年11月29日	不動産番号	4102000060166
地図番号	(S1)55-2	筆界特定	余白		
所 在	由利郡岩城町亀田大字大町			余白	
	由利本荘市岩城亀田大字大町			平成17年3月22日行政区画変更 平成17年5月23日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番5	宅地	112	39	余白	
余白	余白	100	53	③錯誤 国土調査による成果 〔平成2年7月18日〕	
余白	余白	452	66	③3番6、5番1、11番を合筆 〔平成9年1月9日〕	
余白	余白	455	32	③錯誤 〔平成9年1月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月29日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成9年1月8日 第148号	所有者 秋田県 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月29日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(秋田地方法務局本荘支局管轄)

令和7年10月8日

秋田地方法務局

登記官

鈴木弘之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 上掲のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K79095 - (1/1)

